

会 議 録

| | |
|--|--|
| 会議の名称 | 平成 27 年度第 7 回西東京市選挙管理委員会 |
| 開催日時 | 平成 27 年 9 月 2 日（水）午前 10 時 00 分から午前 10 時 55 分まで |
| 開催場所 | 西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室 |
| 出席者 | 鈴木宏一委員長職務代理・平井勝委員・添島幸雄委員・上原敏彦委員 菱川勝也事務局長補佐・山本直哉主任 |
| 議 題 | 議案第 15 号 西東京市選挙管理委員会委員長の選挙について 議案第 16 号 西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について 議案第 17 号 平成 27 年 9 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第 18 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 19 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 20 号 裁判員候補者予定者の選定について 議案第 21 号 検察審査員候補者予定者の選定について そ の 他 |
| 会議資料 の 名 称 | 上記「議題」と同じ |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会 議 内 容 | |
| <p>○ 委員長職務代理 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年度第 7 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 先日承認いただいた前委員長の退職により、西東京市選挙管理委員会の委員長が不在となっております。</p> <p>地方自治法第 187 条第 3 項で、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長職務代理者がその職務を代理することが定められておりますので、本日は私が議事進行をいたします。委員の皆様には御協力をお願いいたします。</p> <p>また、本日から平井勝さんが新たに西東京市選挙管理委員会委員に就任となりました。それでは新任委員の御挨拶をお願いします。</p> <p>○ 委員 それでは新委員として一言御挨拶申し上げます。 （新委員挨拶）</p> | |

- 委員長職務代理
ありがとうございました。
それでは、引き続き本日の議題を進めます。
本日の議案は、7件及びその他でございます。
初めに、議案第15号『西東京市選挙管理委員会委員長の選挙について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは、議案の説明をさせていただきます。
資料の1ページをお開きください。
議案第15号『西東京市選挙管理委員会委員長の選挙について』御説明いたします。
本案は、前委員長の退職により、西東京市選挙管理委員会委員長が不在となりましたので、地方自治法第187条第1項の規定に基づき、西東京市選挙管理委員会委員の中から、委員長を選挙するものでございます。
選挙の方法は、西東京市選挙管理委員会規程第2条第2項で「単記無記名投票によるものとし、最多票を得た者をもって当選者とする」と規定されております。また、同条第3項では、委員の中に「異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。
当市ではこれまで委員の皆様にご了解いただき、指名推薦の方法によって選任されてきた経緯がございます。
御協議の上御決定のほどお願いいたします。
以上で、議案第15号『西東京市選挙管理委員会委員長の選挙について』の説明といたします。
- 委員長職務代理
説明が終わりました。議案第15号『西東京市選挙管理委員会委員長の選挙について』は、ただいまの説明にありました指名推薦といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。
- 各委員
異議なし
- 委員長職務代理
御異議はございませんので、それでは議事の都合上暫時休憩といたします。
- 委員長職務代理
休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
西東京市選挙管理委員会委員長は、指名推薦により、鈴木委員を指名することに決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。
- 各委員
異議なし

- 委員長職務代理
御異議なしと認め、西東京市選挙管理委員会委員長は、鈴木委員と決定いたします。
以上で議案第 15 号『西東京市選挙管理委員会委員長の選挙について』は終わります。
- 委員長
それでは、新委員長として一言御挨拶申し上げます。
(委員長挨拶)
引き続き議事を進めます。委員の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。
次に、議案第 16 号『西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局
それでは、議案の説明をさせていただきます。
資料の 2 ページをお開きください。
議案第 16 号『西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について』御説明いたします。
本案は、地方自治法第 187 条第 3 項に「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する」と規定されており、また、西東京市選挙管理委員会規程第 4 条に「委員長はあらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しなければならない。」とされております。先ほど新しい委員長が決定されましたので、委員長職務代理者についても、改めてこれをあらかじめ指定し、決定いただくものでございます。
指定の具体的な方法は法律等で規定はございません。また市の規程では委員長の指定となっておりますが、従前ですと委員会の席で皆様に調整いただき、その後委員長が指定をしてきた経緯はございます。
御協議の上、御決定のほどお願いいたします。
以上で議案第 16 号『西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について』の説明といたします。
- 委員長
説明が終わりました。事務局の説明のとおり協議ののち指定したいと思いますがこれに御異議ございませんか。
- 各委員
異議なし
- 委員長
御異議はございませんので、それでは協議のため暫時休憩といたします。
- 委員長
休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
ただいま協議をした結果、西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者には、平井委員を指定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。
- 各委員

異議なし

○ 委員長

御異議なしと認め、西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者は、平井委員を指定いたします。

以上で議案第 16 号『西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について』は終わります。

それでは新しく委員長職務代理者に指定された委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○ 委員長職務代理

それでは新委員長職務代理として一言御挨拶申し上げます。

(委員長職務代理挨拶)

○ 委員長

ありがとうございました。

次に、議案第 17 号『平成 27 年 9 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 3 ページをお開きください。

議案第 17 号『平成 27 年 9 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

4 ページから 12 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております。

内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別、前回登録者数、新規登録者数、抹消者数、市内転居、今回登録者数となっております。

新規登録者のうち、転入は住所要件として平成 27 年 6 月 1 日以前に転入届出を行った者、新成人は、年齢要件として平成 7 年 9 月 2 日以前に出生した者、その他の新規登録者は、住所設定、帰化等でございます。

抹消者のうち、転出は転出後 4 か月を経過するに至った者及び死亡、その他は、職権消除等でございます。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、12 ページに記載の総合計欄は、男性・女性それぞれ 0 人となっております。

12 ページをお開きください。一番右の欄が今回の名簿登録者となります。平成 27 年 9 月 2 日現在の定時登録者総数は、男性が前回より 109 人増、女性が前回より 254 人増、合計で 363 人増となり、男性 78,553 人、女性 83,675 人の計 162,228 人となるものでございます。

次の 13 ページは公職選挙法第 23 条(縦覧)第 1 項の規定に基づく選挙人名簿（定時登録）の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第 5 号）の写し、14 ページは公職選挙法第 30 条の 7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第 1 項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第 6 号）の写し、15 ページは地方自治法第 74 条(条例の制定又は改廃の請

求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示(告示第7号)の写し、16ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定による選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示(告示第8号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第17号『平成27年9月2日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第17号『平成27年9月2日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第18号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第19号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。17ページをお開きください。

議案第18号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、18ページに記載の女性1人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料19ページ、議案第19号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、20ページに記載の男性6人、女性2人の計8人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性113人、女性112人、計225人となります。

以上で、議案第18号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議

案第 19 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 18 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 19 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 20 号『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 21 ページをお開きください。

議案第 20 号『裁判員候補者予定者の選定について』御説明いたします。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者の割当人数といたしまして 22 ページにあります通知書の写しのとおり 252 人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。本案は、この通知書に基づき、裁判員候補者名簿に本籍を付して送付するために、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した裁判員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定になっております。

西東京市においては、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』という専用の選任システムをインストールした専用パソコンにより実行することといたします。本日選定する裁判員候補者予定者は、平成 27 年 9 月 2 日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定時登録）のデータを基にしております。

御承認をいただければ、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第 20 号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。

*****委員長が選定システムの実行キーを押下*****

○ 委員長

選定が終わりました。議案第 20 号『裁判員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

○ 事務局

ありがとうございました。選定したデータについては、さっそく裁判所へ送付いたします。

○ 委員長

次に、議案第 21 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 23 ページをお開きください。

議案第 21 号『検察審査員候補者予定者の選定について』、御説明いたします。

東京都立川検察審査会事務局から、西東京市に対する検察審査員候補者の割当人数といたしまして 24 ページにあります通知書の写しのおり第 1 郡が 5 人、第 2 郡が 5 人、第 3 郡が 4 人、第 4 郡が 5 人の計 19 人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。本案は、この通知書に基づき検察審査員候補者予定者を選定するものでございます。

検察審査会法第 10 条において、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、それぞれ第 1 郡から第 4 郡までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した検察審査員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができます。今日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、平成 27 年 9 月 2 日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第 1 郡から第 4 郡の合計員数 19 人を 1 回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することになります。なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用することになります。また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割り当て員数に応じて第 1 郡から第 4 郡までの候補者とみなすことになります。

御承認をいただければ、裁判員候補者予定者選出と同様、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、検察審査員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第 21 号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員
特にありません。

○ 委員長
特にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

*****委員長が選定システムの実行キーを押下*****

○ 委員長
選定が終わりました。議案第 21 号『検察審査員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

○ 事務局
ありがとうございました。選定したデータについては、さっそく検察審査会事務局へ送付いたします。

なお、選挙管理委員会委員には職務上の守秘義務が課せられており、また、裁判員裁判、検察審査会とともに、裁判や審査会の公正さやその信頼を確保するとともに、候補者予定者に対しては、自由な意見を述べられるようにする等の配慮から、候補者の氏名等は決して外に漏らしてはなりません。念のため申し添えます。

○ 委員長
次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局
本日改めて委員長が決定いたしましたので、西東京市選挙管理委員会規程第 2 条第 4 項の規定に基づき、その旨告示をいたします。

また、新たに委員の就任がありましたので、同規程第 7 条の規定に基づき、その旨告示いたします。市報及び市のホームページでもお知らせする予定でございます。

先ほど御決定いただきました議案第 16 号『西東京市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について』に関連して、委員長と委員長職務代理者には委員長職務代理者指定書に御署名を頂かなくてはなりませんので、事務局で用意いたします書類に後ほど御署名をお願いいたします。

委員会での着席順でございますが、次回の委員会からも、現在と同じように御着席をお願いしたいと存じます。

○ 委員長、各委員
了承しました。

○ 事務局
新任の委員の方も含めて委員の皆様へ、簡単に選挙管理委員の職務等について説明させていただきたいと思います。

皆様の任期は、平成 29 年 3 月 8 日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき設置されており、4 人の委員で構成されています。選挙の管理執行が職務の中心となりますので、選挙の公正な執行のため、在任中はあらゆる選挙運動が禁止されております。選挙の種別、区域、時期に関わらず選挙運動はできません。

遵法遵守について御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員の仕事としましては、選挙の管理執行、これは西東京市で執行するものに限らず、他の市区町村で選挙が執行されている場合に、その市区町村の選挙人名簿に登録されている者の不在者投票の受付等を含みます。また、選挙人名簿及び農業委員会選挙人名簿の調整、本日の議題にもありました検察審査会及び裁判員裁判の候補者の選定、選挙に関する啓発、周知等がございます。ただし、農業委員会選挙人名簿につきましては、農業委員会等に関する法律の改正案が提出されており、廃止される予定です。

選挙管理委員会委員の職務の中心は、選挙の管理執行であり、平成 28 年度は、参議院議員が平成 28 年 7 月 25 日、市長が平成 29 年 2 月 17 日に任期満了となりますので、それぞれ任期満了前 30 日以内に選挙を執行することになります。

委員会の開催は、緊急にお集まりいただく必要がある場合もございますが、通常毎月の開催を目途としており、こちらの選挙管理委員会打合せ室にて開催しております。

選挙の執行年については、市の選挙については選挙期日の決定、選挙人名簿の選挙時登録の決定、選挙期日当日早朝の当日有権者数の確定、選挙公報掲載順序の決定のくじ、氏名等掲示掲載順序の決定のくじ、投票管理者・職務代理者・投票立会人等の選任、開票立会人の決定のくじ等々があり、委員会の開催回数が増えるほか、条例の規定等により、開催時間についても早朝や夜間となる場合もございますのでよろしくお願いいたします。また、選挙の執行においては、委員会開催の他に、立候補予定者説明会、立候補の受付、投票所視察、投票日当日の夜には開票の管理運営、選挙長、開票管理者としての執務など、執務していただく日程が増え、あるいは長時間にわたるような場合もありますのでよろしくお願いいたします。

さらに、委員会等への出席の他、明るい選挙推進委員会、東京都選挙管理委員会、26 市で構成する東京都市選挙管理委員会連合会、全国の選挙管理委員会で構成する全国市区選挙管理委員会連合会等の関連団体の総会、研修会等への出席がございます。委員長はこれらの関連団体等の開催する委員長会等への出席もございます。

来年度まで東京都市選挙管理委員会連合会の理事市になっており、理事会等への出席もございます。御多忙とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

現在選挙管理委員会で検討課題としてあげられるものは 2 点あり、一つは泉小学校廃校に伴い、第 21 投票区の投票所を変更しなければならないことです。もう一つは公職選挙法改正により、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられましたので、それに伴う名簿等のシステム改修や啓発に関することです。

委員会の開催を含め、日程等につきましては、その都度文書等で御案内いたします。

西東京市議会開催時には西東京市議会議長から委員長に出席要求がされます。従来は、事務局長が委任されて代理で出席し、答弁をさせていただいております。議会の質問につきましては、従来の延長の内容でしたら局長が答弁させていただいておりますが、新たなことや重要な内容は、委員長にお諮りして答弁させていただいております。また、内容につきましては委員会での判断ということになりましたら、委員会で検討するという答弁をしています。

続いて日程等についてです。

8 月 28 日から平成 27 年西東京市議会第 3 回定例会が開催されております。9 月 30 日

までの予定です。

選挙管理委員会に対してお二人の議員から質問の通告がありました。陳情は今のところありません。

質問について、一つは選挙公報の選挙後のホームページ掲載についてです。こちらは先の平成 27 年度第 3 回西東京市選挙管理委員会で決定しておりますので、次回の市長選挙から掲載する予定と答弁する予定です。もう一つは改正公職選挙法についてと 18 歳選挙権への対応についてです。こちらはお一人が市長に見解を伺うもので、もうお一人が市の対応等についての質問となっております。市の対応等については、啓発とシステム等の改修について答弁することになります。

10 月 29 日に宮崎県で全国市区選挙管理委員会連合会の理事会がございます。

こちらは委員長のみ出席となりますので、日程の確保等よろしくお願いいたします。

来年のことになりますが、2 月 16 日に東京都市選挙管理委員会連合会の委員長・委員研修会が、立川グランドホテルで開催されます。

お配りした今後の主な日程により御確認いただき、日程の確保をよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

次回の開催はいかがでしょうか。

○ 委員長、各委員

10 月 6 日の午前 10 時からとします。

○ 事務局

かしこまりました。

事務局からの連絡は以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成 27 年度第 7 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 10 時 55 分 終了

以上